

○江田島市市民税減免措置取扱要綱

平成16年11月1日

訓令第29号

改正 平成24年11月9日訓令第25号

平成25年1月28日訓令第1号

平成30年9月20日訓令第17号

江田島市税条例（平成16年江田島市条例第44号）第51条の規定に基づき、市民税の納付が困難と認められる者に対する減免は、法令の定めがあるもののほかこの要綱によるものとする。

- 1 市民税の減免にあつては、申請理由の真否、生活程度等必要な事項を適確に調査し、担税能力に応じて適正かつ公平に行うよう努めるものとする。
- 2 市民税の減免は、その理由が発生した日以降に到来する当該年度の納期に係る納付すべき税額（特別徴収にあつては、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額）について適用する。
- 3 この基準にある次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 理由が発生した日とは、「4の(1)」については生活保護の適用を受けることとなった日、「4の(2)」については納税義務者が死亡した日、「5の(4)、5の(5)」については災害を受けた日、「4の(3)、5の(1)、5の(2)」についてはその理由が発生した日
 - (2) 所得とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第23条から第35条までの規定による所得（非課税所得を除く。）の金額の合計をいう。ただし、所得減少率を求める場合は所得のうち給与所得者にあつては支払金額による。
 - (3) 所得が少額とは、前号の所得が障害者等の非課税の限度額以下の額をいう。
 - (4) 未成年者とは、民法（明治29年法律第89号）の規定に

よる未成年者をいう。

4 次の者については、市民税を免除する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けることとなった者
- (2) 納税義務者が死亡したことによって生活が著しく困難となった者で、相続人（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第9条の「相続人」をいう。）が法第292条の障害者、老年者、寡婦、未成年者及び他の親族の扶養親族となる者で、その年の所得が皆無又は少額であるもの
- (3) 当該年の1月1日以後において学生及び生徒になった者でその者の前年中の所得が少額のもの
- (4) 民法第33条に規定する法人のうち、国又は地方公共団体が援助し、又は公益的事業を行い、かつ、収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業をいう。以下この項において同じ。）を行わないもの
- (5) 人格のない社団又は財団で公益的事業を行い、かつ、収益事業を行わない次のもの
 - ア 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体
 - イ 専ら学術研究、育英奨学等を行う団体又は学校の後援団体、同窓会若しくは校友会
 - ウ 高齢者、傷病者、生活困窮者等に対して援護、授産等の社会福祉事業を行う団体
- (6) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する「法人」をいう。）のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 収益事業を行わない法人
 - イ 収益事業を行っている法人で、その収益事業から生じる所得の100分の90以上の金額を当該法人が行う本来の活動経

費に充てている場合又は収益事業から生じる所得がない場合
若しくは少額の場合で市長が特に必要と認めるもの

5 次の者については，市民税を軽減し，又は免除する。

(1) 納税義務者が，失業，退職，廃業又は休業等によりその年の見積所得が前年の所得に比して著しく減少し生活が困窮して，市民税の全額納付が困難と認められる者に対しては，次の区分による範囲内において所得割額を軽減し，又は免除する。

| 所得の減少程度 前年の合計所得金額 | 所得皆無 | 前年の70%以上 | 前年の50%以上 | 前年の30%以上 |
|----------------------|------|----------|----------|----------|
| 500万円以下 | 100% | 80% | 60% | 40% |
| 500万円を超え750万円以下 | 80% | 60% | 40% | 20% |
| 750万円を超え1,000万円以下 | 60% | 40% | 20% | 10% |

ただし，軽減額が「2」に規定する納期に係る納付額を超える場合は，その超える額については減免を行わないものとする。

(2) 納税義務者の死亡により相続人の生活が著しく困難となった者

所得者本人が死亡し相続人の所得が皆無又は少額であって相続人の負担する市民税の納税が著しく困難と認められる者は前号に準じ所得割額を軽減し，又は免除する。

(3) 長期の疾病等により生活が著しく困難となった者

納税義務者又はその扶養親族が長期療養あるいは，不慮の負傷したことにより過大の医療費(健康保険等により補てんされた金額を除く。)を支出したため，又はその年の所得が前年に比し著しく減少したため生活が困窮し，市民税の納付が困難と認められる者に対しては，(1)の区分による範囲内において所得割額を軽

減し，又は免除する。

(4) 災害により，次の事由に該当することとなった者に対しては，次の区分により軽減し，又は免除する。

| 事由 | 軽減の割合 |
|-------------------------------------|-------|
| 死亡した場合 | 100% |
| 障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合 | 90% |

(5) 災害を受けた者（法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同条第8号に規定する扶養親族を含む。）の居住に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金，損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので前年中の所得が1,000万円以下であるものに対しては次の区分により軽減し，又は免除する。

| 損害の程度 前年の合計所得金額 | 10分の5以上 | 10分の3以上10分の5未満 |
|--------------------|---------|----------------|
| | 500万円以下 | 100% |
| 500万円を超え750万円以下 | 50% | 25% |
| 750万円を超え1,000万円以下 | 25% | 12.5% |

(6) 冷害，凍霜害，干害等にあつては，(4)及び(5)によらず，農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が，平年における当該農作物

による収入額の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について次の区分により軽減し、又は免除する。

| 合計所得金額 | 軽減又は免除の割合 |
|-------------------|-----------|
| 300万円以下 | 100% |
| 300万円を超え400万円以下 | 80% |
| 400万円を超え550万円以下 | 60% |
| 550万円を超え750万円以下 | 40% |
| 750万円を超え1,000万円以下 | 20% |

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月9日訓令第25号)

この訓令は、平成24年11月9日から施行する。

附 則 (平成25年1月28日訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月20日訓令第17号)

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。